

自然災害発生時における神栖市災害ボランティアセンター支援に関する協定書

(目的)

第1条 本協定は、神栖市社会福祉協議会（以下、「甲」という。）と神栖ライオンズクラブ（以下、「乙」という。）は、自然災害発生時において甲が設置・運営する災害ボランティアセンター（以下、「災害VC」という。）に対し、乙が行う支援の内容その他必要な事項を定めるものとする。

(支援の要請)

第2条 甲は災害時に災害VCを設置する場合、乙に対し協力を要請することができることとし、乙は可能な限り要請に応ずるよう努めることとする。
2 前項の規定による要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、文書で要請することが困難なときは、電話又は口頭で要請し、その後速やかに要請文書を提出するものとする。

(支援の内容)

第3条 本協定により、甲が乙に対して支援を要請する内容は、次のとおりとする。
①災害VCを経由して活動するボランティア等の移動や活動等に利用する車両の提供
②災害VC及び災害ボランティアの活動拠点（以下、「ボランティア支援拠点等」という。）に必要な設備及び災害ボランティア活動に必要となる資機材等の提供
③ボランティア支援拠点等で活動するボランティア等を利用する駐車場等の提供
④地区ライオンズクラブの会員が有する専門性等を活かした物的・人的支援の提供
⑤ボランティア支援拠点等におけるボランティアを対象とした飲食物（炊き出しや飲料等）の提供
⑥その他、甲及び乙の両者が協議により災害VC及びボランティアの推進に必要とされる支援の提供

(支援の表示)

第4条 甲は第3条に掲げる支援を受けて事業及び活動を行う場合は、当該支援が乙によるものであることを表示することとする。

(経費の負担)

第5条 第3条に規定する支援の実施に要した経費は、乙が負担するものとする。

(損害の補償)

第6条 この協定に基づき実施した支援活動に伴って乙及び乙の関係者並びに第三者に損害が生じた時は、乙の責任において補償するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるように、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は協定書締結日から1年間効力を生じるものとする。なお、期間満了の1か月前までに甲乙のいずれかが書面により協定の解除を申し出なかった場合は、この協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以降同様の扱いとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議のうえ、これを定めることとする。

この協定書の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和4年2月8日

（甲） 茨城県神栖市溝口1746番地1
社会福祉法人神栖市社会福祉協議会

会長 田口進



（乙） 茨城県神栖市溝口1658番地3
神栖ライオンズクラブ

会長 林和代

